

植物防疫法の改正に伴う 保税関連の規定の整備

令和 4 年 1 0 月 3 1 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

植物防疫法の改正に伴う保税関連の規定の整備

現行制度の概要

- 関税法上、外国貨物を置くことができる場所は保税地域に制限。ただし、外国貨物の特殊性により保税地域に置くことが困難である場合等があるため、政令で定める貨物、税関長の許可を受けた貨物等については、保税地域外に置くことが可能。
- 植物防疫法において、輸入される植物等は検疫検査の対象となっており、通関前に外国貨物として、港又は飛行場の植物防疫所等（一部は保税地域外）において植物防疫官による検査が実施される。
- 検疫検査のため植物防疫所等に置かれる輸入植物等は、植物防疫官による適切な管理が行われていること等を踏まえ、「保税地域外に置くことができる貨物」（以下「対象貨物」という。）として政令に規定されている。

改正の必要性

- 国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定等に伴い、植物防疫法が改正され、輸入される「検疫指定物品」（有害動植物が付着するおそれのある中古農機等）についても新たに検疫検査の対象となった。また、「特別の事由」がある場合には、港又は飛行場以外の場所（内陸）での検疫検査も可能となった。（令和5年4月施行）
- 港又は飛行場の植物防疫所等に置かれる検疫指定物品については、輸入植物等と同様に取り扱うべきものであることから、政令上の対象貨物に追加することが適当。
- 一方、特別の事由により内陸で検疫検査を受ける場合については、税関の取締り上の観点から、あらかじめ政令上の対象貨物に追加せず、個別に保税地域外に置くことについて税関長の許可を受けることとする等の取扱いが適当。



中古農機の例：農業用トラクター
（出典）農林水産省からの提供

改正の方向性

- 港又は飛行場の植物防疫所等に置かれる検疫指定物品（中古農機等）を、「保税地域外に置くことができる貨物」（対象貨物）に追加する。